

丙第445号証

舞鶴市原子力災害時
職員行動マニュアル

平成29年7月 策定
舞鶴市

第2章 職員の安全対策

第1節 職員の安全対策

1 安全対策方針

- (1) 市は、職員が被ばくする可能性のある環境下で活動することを想定し、放射線防護に係る指標を定めるとともに、防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の服用等の防護対策を定めておくものとする。
- (2) 原子力災害発生時には、市災害対策本部と現場指揮者等との連携を密にして連絡体制を確立し、適切な被ばく管理を行うとともに、職員が冷静な判断と行動が取れるよう配意する。
- (3) 複合災害の場合は、災害の状況により考えられる最善の安全対策を行ったうえで災害対応を行う。

2 放射線防護に係る指標

- (1) 職員の放射線防護に係る指標は、原子力災害対策指針に基づき放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努めるものとする。
- (2) 応急対策活動を実施する職員の被ばく線量は、原子力災害が発生し終息するまでの間において、実効線量で50mSvを上限とする。ただし、女性は5mSv、妊娠中の女性は1mSvを上限とする。

〔参考：放射線業務従事者に対する線量限度〕

		応急対策活動を実施する場合		災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない活動を実施する場合
実効線量※1		①5年間	100mSv	100mSv
		②1年間	50mSv	
		③3ヶ月（女性）	5mSv	
		④妊娠中の女性 (内部被ばく)	1mSv	
等 価 線 量 ※ 2	眼の水晶体	1年間	150mSv	300mSv
	皮膚	1年間	500mSv	1Sv
	腹部表面	妊娠中の女性	2mSv	—

※1 実効線量：人体の全身として、影響を表す線量

※2 等価線量：人体の各組織・臓器への影響を表す線量

（根拠法令）

人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）、電離放射線障害防止規則

3 必要となる防護措置の内容

各事態の活動等に必要な防護措置を次のとおり定める。

事 態	市役所外の業務（屋外業務）	市役所内の業務（屋内業務）
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・長袖服・長ズボンを着用 ・衛生マスクを着用 ・連絡体制の確立（携帯電話等の準備※1） ・U P Z外で活動する場合も市役所外の業務と同等（避難中継所等） 	
警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ・防護資機材の携帯（※2） ・個人線量計の携帯（ON） ・安定ヨウ素剤の携帯 	
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ・防護資機材の携帯 ・個人線量計の携帯（ON） ・安定ヨウ素剤の携帯 	
全面緊急事態	<p>『P A Z』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護資機材の装着 ・個人線量計の携帯（ON） ・指示により安定ヨウ素剤の服用 <p>『U P Z』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護資機材の装着 ・個人線量計の携帯（ON） ・安定ヨウ素剤の携帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護資機材の準備（※2①） ・個人線量計の準備 ・安定ヨウ素剤の準備
放射性物質の放出後 ★放射性ブルーム の通過中	<p><u>★原則、市役所・避難時集結場所等で屋内退避とするが、活動が必要な場合は次の防護措置をとる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護資機材の装着 ・個人線量計の携帯（ON） ・指示により安定ヨウ素剤の服用 ・防塵マスクの着用（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護資機材の準備 ・個人線量計の準備 ・安定ヨウ素剤の準備 <u>・状況（指示）により上記準備を装着等に切り替え</u>
放射性物質の放出後 ★放射性物質の沈 着後	<ul style="list-style-type: none"> ・防護資機材の装着 ・個人線量計の携帯（ON） ・指示により安定ヨウ素剤の服用 ・防塵マスクの着用（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護資機材の準備 ・個人線量計の準備 ・安定ヨウ素剤の準備 <u>・状況（指示）により上記準備を装着等に切り替え</u>

※1 公用携帯電話は数に限りがあるため個人の携帯電話を準備

※2 防護資機材は次のとおりとし、市役所外の業務（屋外業務）の場合は①を携帯し、P A Z等での活動及び常時屋外での活動（広報班等）の場合は①②を携帯

①感染症セット：N95マスク、全身防護服、保護めがね、手袋（アウター、インナー）、シユーズカバー

②防塵マスク（フィルター付き）

※3 防護資機材の備蓄が切れた場合には雨合羽等を代用する。

4 防護措置の判断及び指示等

- (1) 職員への防護資機材及び安定ヨウ素剤の配布は、災害発生時に場所を定めて実施する。
- (2) 職員は必ず防護資機材及び安定ヨウ素剤を携行して現地に出向くものとする。